

# 岐阜県公報

第二千三百七十六号  
平成二十四年九月四日  
(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者相談員設置規則を廃止する規則

### 告示

道路の供用開始

保安林の指定

### 公示

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の公表

(清流の国きふづくり推進課) 五九四

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の公表

平成二十四年度砂利採取業務主任者試験の実施

平成二十四年度技能検定（後期）の実施

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

公共測量の実施

国土調査の指定

落札者等に関する公示

(人 事 課) 五九三

(障害福祉課) 五九三

(道路維持課) 五九四

(中濃農林事務所) 五九四

(商工政策課) 五九五

(産業技術課) 五九六

(商業流通課) 五九八

(同) 五九九

(用地課) 五九九

(都市政策課) 五九九

(会計課) 六〇〇

## 規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第二号の表身体障害者相談員の項及び知的障害者相談員の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県身体障害者相談員設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県身体障害者相談員設置規則を廃止する規則

岐阜県身体障害者相談員設置規則（昭和四十三年岐阜県規則第八十四号）は、廃止する。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	二百四十八号	関市東田原字上市下一五九一三 一三 地先から 同市倉知字佃二五〇八一〇 地先まで	五、四〇〇	平成二四・九・五	平成二〇・三・三〇 平成二一・一・一七 平成二二・三・二五

岐阜県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

保安林の所在場所

関市上之保字下貝津一五三三三、一五三三四、一五三六六、一五三六七

指定の目的

落石の危険の防止

指定施業要件

立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字下貝津一五三三三・一五三三四・一五三六六・一五三六七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公示

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定による岐阜県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の一部を変更したので、同条第八項において準用する同法第四条第五項の規定により公表する。

なお、計画書は岐阜県環境生活部清流の国ぎぶづくり推進課及び各振興局（振興局に

置かれる事務所を含む。) 環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項の規定による岐阜県特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の一部を変更したので、同条第八項において準用する同法第四条第五項の規定により公表する。

なお、計画書は岐阜県環境生活部清流の国さぶづくり推進課及び各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十四年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定による平成二十四年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公示します。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十四年十一月九日(金)午前十時から正午まで

二 試験場所

岐阜市数田南二丁目一一番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課及び各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で交付します。

郵送を希望する場合は、八十円分の切手(二部又は三部を希望する場合は九十円切手)を貼った宛先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封の上、「試験の願書請求」と朱書きして、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真(手札形(縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。)

3 申込受付期間

平成二十四年十月一日(月)から同月十五日(月)までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十四年十月十五日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

平成二十四年十二月上旬(予定)に試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十四年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間  
合格発表の日から一月間

3 提供する場所  
個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二一九)  
及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等  
試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票  
(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認  
できる書類のうちいずれか一つ

八 その他  
試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係(電話〇五八 二七  
二 一一一 内線三〇八七)に問い合わせてください。

平成二十四年度技能検定(後期)の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十六  
条第二項の規定により平成二十四年度技能検定(後期)を次のとおり実施しますので、  
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の  
規定により公示します。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試  
験によって行います。

二 実施する検定職種(作業)及び等級区分

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金

2 一級及び二級

めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組  
立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内  
燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、  
紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、金  
属溶解(鑄鉄誘導炉溶解作業)、鑄造(鑄鋼鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作  
業、プレス型鍛造作業)、金型製作(プレス金型製作作業、プラスチック成形用金  
型製作作業)、工場板金(機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業)、  
機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診  
断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チツ  
プ製造作業、集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作  
業、プリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業、時計修理  
(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油  
圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空調和機器施工(冷  
凍空調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング  
作業、婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、製版(DTP作業)、プ  
ラスチック成形(ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防  
食作業、ビニルエステル樹脂積層防食作業)、石材施工(石材加工作業、建築大工  
(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工  
(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリ  
ート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水  
工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業、改質アスファルトシート土工法  
防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラ  
ス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラスト  
レーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラ  
ント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤制御盤  
製図作業)、金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)、印章彫刻(木口彫刻作  
業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・

制御盤組立て作業、シーケンス制御作業、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

4 単一等級  
電子回路接続（電子回路接続作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とする。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日、実施場所等

1 実技試験  
平成二十四年十二月三日（月）から平成二十五年二月十七日（日）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験  
(一) 平成二十五年一月二十日（日）に実施する職種  
(1) 一級及び二級  
金属溶解、鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験  
(2) 三級  
機械検査、電気機器組立て、配管  
(二) 平成二十五年一月二十七日（日）に実施する職種  
(1) 特級  
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光

学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 一級及び二級  
さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻

(3) 三級  
機械加工、時計修理、冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図

(4) 単一等級  
枠組壁建築、バルコニー施工

(三) 平成二十五年二月三日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級  
鋳造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装

(2) 三級  
プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図

(3) 単一等級  
電子回路接続、樹脂接着剤注入施工

3 実施場所  
実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

4 問題の公表  
実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します（ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しません。）。

五 後期試験の問題の公表は、平成二十四年十一月二十二日（木）から行います。

1 提出書類等

- (一) 技能検定受検申請書
  - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
  - (三) 二に定める手数料
  - (四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類
- 2 提出先  
 〒500-0841 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内  
 岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二二三三 四七七七）
- 3 受付期間  
 平成二十四年十月一日（月）から平成二十四年十月十二日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- 4 受検申請に関する注意
- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
  - (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しでも可）を同封してください。  
 なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けます。
  - (三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。
  - (四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。  
 なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けます。
  - (五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
  - (六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
- 六 合格の発表等
- 1 技能検定合格者の発表  
 技能検定合格者の受検番号は、平成二十五年三月十五日（金）付で岐阜県商工

- 労働部産業技術課前に掲示されます。
- 2 実技試験又は学科試験の合格通知  
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十五年三月十五日（金）付けの書面で通知されます。
  - 3 技能検定合格証書等の交付  
 特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。  
 このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。
- 七 試験結果の提供
- 1 提供する試験結果  
 学科試験及び実技試験（要素試験及びペーパーテスト）の得点
  - 2 提供期間  
 合格発表の日から一月間
  - 3 提供する場所  
 情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二一九）
  - 4 提供を受けるために必要な書類等  
 (一) 受検票  
 (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 八 その他
- 技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三二三四）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二二三三 四七七七）までお問い合わせください。
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
 なお、その届出書等は平成二十四年九月四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年八月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ―

三 建物の名称及び所在地

パロ―鏡島店

岐阜市西荘三丁目二番一九 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年四月二十五日

五 店舗面積

二、四九三平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一七台

七 荷さばき施設の面積

二二〇平方メートル

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ―  
建物の名称及び所在地

パロ―鏡島店

岐阜市西荘三丁目二番地二一 外

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

平成二十四年八月二十一日から  
同 二十五年一月十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、羽島郡岐南町及び笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町及び輪之内町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡八百津町及び東白川村、可児郡御嵩町並びに大野郡白川村

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十四年九月四日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期間
関市	関市富之保の一部	平成二四・九・四から 平成二五・三・三一まで

落札資格に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札資格について公示する。

平成二十四年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 ノート型パソコンの貸借 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成24年 6 月 7 日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成24年 7 月 19 日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市長住町10丁目1番地  
日通商事株式会社岐阜支店  
支店長 樋口 雅也
- 6 契約金額 24,591,420円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課  
(2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

平成二十四年九月四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社